二、時令

前漢期の時令説の内容は、先秦の時令説と同様に、非常に雑多である。すなわち、『管子』の幼官・四時・五行と『呂氏春秋』十二紀とで、季節区分に於いて少しずつ差異があったのと同様に、前漢期の諸時令に於いてもそれらの差異が見られ、異なる系統の時令説が並存していたことが確認できる。

銀雀山漢墓出土時令諸書

銀雀山漢墓より出土した竹簡群（1）の中には、「陰陽時令占候之類」とまとめられる諸書があり、そこには時令説も見られる。

第一七二五簡-第一八七九簡は『三十時』と呼ばれ、欠損が甚だしいながらも、「十二日一時」「五時、六十日」「十時、百廿日」等の字句が見えることから、一年三百六十日を十二日ずつ、三十の「時」に区分していることが分かる（2）。この区分は『管子』幼官に共通する（前章第二節参照）。具体的な字句を比較しても幼官と共通する内容はほとんど見当たらないが、時節の名前の中には、「大寒之陰」（幼官）と「大寒之隆」（『三十時』）、「小卯」（幼官）と「少叓」（『三十時』）、「中卯」（幼官）と「中生」（『三十時』）など、いくつか共通の字を持った組み合わせが見られる。

第一八八七簡-第一九〇〇簡は『四時令』と呼ばれ、『管子』五行と類似する字句を有する。以下、例として、春（木季）の時令と考えられる部分（第一八八八簡-第一八九二簡）を引く。

> 出令、命東輔入御、令曰、總版列爵、選賢不肖受士……（欠損）……禁斬伐、所以養……（欠損）……蟄虫卯剽、春辟審物生蓛。不列抈雛瞉、不列元嬰兒。

政令を発し、東輔・内御に命ずる。政令の内容は次の通りである。「全ての爵位を定め、賢愚を区別し、士に……（欠損）……を授け……（欠損）……伐採を禁じ、それによって……（欠損）……を育て……（欠損）……地中の虫や卵・剽を……（欠損）……、春辟審物生蓛（意義未詳）。鳥の雛を斬らず、幼い者を斬らない」

また、比較のため、左に『管子』五行の該当箇所を示す。

> 日至睹甲子、木行御。天子出令、命左右・士師・内御、總別列爵、論賢不肖士吏、賦秘賜賞於四境之内、發故粟以田數。出國衡、順山林、禁民斬木、所以愛草木也。然則、水解而凍釋、草木區萌、贖蟄蟲卵菱、春辟勿時、苗足本。不癘雛瞉、不夭麑麇、毋傅速、亡傷繈褓、時則不凋。

冬至の後、甲子の日になってから、木行によって政事を取り仕切る。天子は政令を発し、左右の侍官・士師・内御に命じて、全ての爵位を定め、士吏の賢愚を論考し、蓄えを放出して国内の人々に賞与し、農地の大小に応じて古い穀物を分け与える。国衡を遣わして、山林を保護する。このようにすれば、水が流れ、凍ったものが融け、草木が芽を出し、地中の虫や茆・菱を去らせる。春に開いた農地は時宜を待つ必要は無く、苗は根元を固める。鳥の雛を殺さず、仔鹿を殺さず、鹿を追わず、幼子を傷つけない。時宜に適えば、草木は枯れない。この時期は七十二日間で終わる。

このように両者は非常に似ており、また他の季節についても類似の文面が多く見られる。しかし、『四時令』は、「七月朔日」「十月朔日」といった字句が見えることから、おそらくは年間を三ヶ月ずつの春夏秋冬に区切っていると考えられ、年間を七十二日ずつ五等分する五行篇とは構成が異なる。

このように、『三十時』は幼官篇と季節区分が共通するが具体的内容は一致せず、『四時令』は五行篇と具体的内容がかなり一致するものの季節区分が異なる。これらの時令説は、幼官篇や五行篇から発展したものとは考え難い。五行説の要素があまり見られないことから考えれば、かなり前の段階で幼官篇や五行篇と枝分かれし、五行説の影響の薄い系統として存続していた時令だったのかもしれない。

第一八八〇簡 - 第一八八六簡は『迎四時』と呼ばれ、四季の気を迎える儀式について述べている。以下、そのうちの第一八八〇簡 - 第一八八四簡を引く。

故距冬日至……(欠損)……六日、天子迎春于東堂……(欠損)……角、舞之以羽狄、此迎春之樂也。距春分卌六日、天子迎夏……(欠損)……高七尺、堂……(欠損)……天之□、昌之以羽、舞之以鼓□、此迎……(欠損)……天子迎……(欠損)……九等、白□九乘、蘄……(欠損 ……六等、黒□六乘、蘄……(欠損)……

冬至から……(欠損)……六日後、天子は春を東堂で迎える……(欠損)……角声で……(欠損)……、羽飾りをまとって舞う。これが迎春の楽である。春分から四十六日後、天子は夏を……(欠損)……で迎える……(欠損)……高さは七尺で、堂の……(欠損) ……天の□、羽声で歌い、鼓を伴いながら舞う。これが迎……(欠損)……天子は……(欠損)……で迎える……(欠損) ……は九層、白□が九乗、旗印は……(欠損)……は六層、黒□が六乗、旗印は……(欠損)……

欠損が甚だしいが、各季節の始まりに天子が四方の堂で気を迎えること、堂の高さや、楽・舞の音程・楽器に規定があることを、知ることができる。

ここで五声の羽を夏に割り当てているのは、『呂氏春秋』十二紀等の時令説（羽を冬に当て、夏には徴が当てられる）とは異なり、『管子』幼官と一致する(3)。なお、『皇覧』に収録されている迎気の礼が、この『迎四時』とかなり共通しているが、ここでも夏に配当される音は十二紀と同じく徴であり、羽ではない(4)。このように、五声の方位・季節に対する配当には二説あり、前漢期には、幼官と『迎四時』のように夏に羽を配当する説が、夏に徴を配当する十二紀のような説と並存していたことが分かる(5)。

なお、時令ではないが、第一九八四簡 - 第一九八六簡には五行相生を説く字句が見える。

故土苦木、……(欠損)……以報木。木苦金、乃生火以……(欠損)……苦火、乃生水以報火。火苦水、乃生土以報水。水苦土、乃生木以報土。

故に、土は木に苦しめられるので、……(欠損)……することによって木に報復する。木は金に苦しめられるので、そこで火を生じて……(欠損)……［金は］火に苦しめられるので、そこで水を生じて火に報復する。火は水に苦しめられるので、そこで土を生じて水に報復する。水は土に苦しめられるので、そこで木を生じて土に報復する。

「火苦水」「水苦土」「(土) 報水」「(木) 報土」等は五行相勝に基づいてお

り、「(火) 乃生土」「(水) 乃生木」等は五行相生に基づいている(6)。『淮南子』天文訓にも相生の記述が見え(7)、前漢前期までには五行相生説が用いられるようになっていたことが分かる。

『淮南子』天文訓

『淮南子』には、時令説や、時令の影響を受けたと考えられる説がいくつか収録されている。

まず、天文訓の「五星」について説いた段には、時令説の影響が濃厚に見られる。

> 東方、木也。其帝太皞、其佐句芒、執規而治春。其神爲歳星、其獸蒼龍、其音角、其日甲乙。南方、火也。其帝炎帝、其佐朱明、執衡而治夏。其神爲熒惑、其獸朱鳥、其音徵、其日丙丁。中央、土也。其帝黄帝、其佐后土、執繩而制四方。其神為鎮星、其獸黄龍、其音宮、其日戊己。西方、金也。其帝少昊、其佐蓐收、執矩而治秋。其神爲太白、其獸白虎、其音商、其日庚辛。北方、水也。其帝顓頊、其佐玄冥、執權而治冬。其神爲辰星、其獸玄武、其音羽、其日壬癸。
>
> 東方は、木である。帝は太皞、佐は句芒に当たり、コンパスを手に取り、春を治める。神は歳星であり、獣は蒼龍、音は角、日は甲乙に当たる。南方は、火である。帝は炎帝、佐は朱明、秤を手に取って夏を治める。神は熒惑であり、獣は朱鳥、音は徴、日は丙丁に当たる。中央は、土である。帝は黄帝、佐は后土に当たり、墨縄を手に取って、四方を管理する。神は鎮星であり、獣は黄龍、音は宮、日は戊己に当たる。西方は、金である。帝は少昊、佐は蓐収に当たり、定規を手に取って秋を治める。神は太白であり、獣は白虎、音は商、日は庚辛に当たる。北方は、水である。帝は顓頊、佐は玄冥、重りを手に取って冬を治める。神は辰星であり、獣は玄武、音は羽、日は壬癸に当たる。

五惑星を五行に配当する際に、方位・季節・十干・五帝・五佐・五音の配当をも論じ、そのほとんどが『呂氏春秋』十二紀の内容に一致する。方位を媒介として、天文と時令とが融合された例と謂えよう。

また、七十二日ごとの時令を述べた箇所もある。

> 壬午冬至、甲子受制、木用事、火煙青。七十二日、丙子受制、火用事、火煙赤。七十二日、戊子受制、土用事、火煙黄。七十二日、庚子受制、金用事、火煙白。七十二日、壬子受制、水用事、火煙黑。七十二日而歳終、庚子受制。歳遷六日、以數推之、七十歳而復至甲子。甲子受制、則行柔惠、挺羣禁、開闔扇、通障塞、毋伐木。丙子受制、則舉賢良、賞有功、立封侯、出貨財。戊子受制、則養老鰥寡、行粰鬻、施恩澤。庚子受制、則繕牆垣、修城廓、審羣禁、飾兵甲、儆百官、誅不法。壬子受制、則閉門閭、大捜客、斷刑罰、殺當罪、息關梁、禁外徙……(中略)……丙子干甲子、蟄蟲早出、故雷早行。戊子干甲子、胎夭卵毈、鳥蟲多傷。庚子干甲子、有兵。壬子干甲子、春有霜……
>
> 壬午の日に冬至の場合、甲子の日（すなわち立春の数日前）に受制し、木に基づいて物事を行い、煙は青い。七十二日後、丙子の日に受制し、火に基づいて物事を行い、煙は赤い。七十二日後、戊子の日に受制し、土に基づいて物事を行い、煙は黄色い。七十二日後、庚子の日に受制し、

金に基づいて物事を行い、煙は白い。七十二日後、壬子の日に受制し、水に基づいて物事を行い、煙は黒い。七十二日後に一年が終わり、庚子の日に受制する(8)。一年で六日ずれ、この数から計算すれば、七十年後に甲子受制から始まる年に戻って来ることになる(9)。甲子受制の期間は、恩恵を施し、禁錮されていた者たちを解放し、門を開き、関所や砦を開け、木を伐採しない。丙子受制の期間は、賢良を取り立て、功労者に褒賞を与え、諸侯を封じ、貨財を振舞う。戊子受制の期間は、老人や独り身の者たちを養い、かゆを施し、恩沢を施す。庚子受制の期間は、城壁を修繕し、捕まった者たちの罪を審議し、武具を手入れし、百官を引き締め、不法を罰する。壬子受制の期間は、門を閉じ、外来の者を一斉に捜索し、刑罰を行い、有罪者を処刑し、関所や橋を閉ざし、出入りを行わせない……(中略)……丙子が甲子を干犯すれば、冬眠していた動物が本来より早く出現し、そして雷も時節より早く始まる。戊子が甲子を干犯すれば、胎児・幼児や卵、鳥獣が傷つくことが増える。庚子が甲子を干犯すれば、兵乱が起こる。壬子が甲子を干犯すれば、春に霜が降る……

七十二日ごとに木・火・土・金・水が割り当てられるのは『管子』五行と同じであり、また、木・火・土で徳を施し、金・水で刑を行うという刑徳の割り当ても一致する(10)。

ここで取り上げた二つの時令は、いずれも五行説の影響を強く受け、五種の時節や方位を設けている。また、天文訓には他にも「八風」という説も見られ、年間を四十五日ずつ八等分する。つまり四季に基づいている。そして、「中央」や「土用事」といった第五の方位・季節を設定していない(11)。

何謂八風。距日冬至四十五日、條風至。條風至四十五日、明庶風至。明庶風至四十五日、清明風至。清明風至四十五日、景風至……(中略)……條風至、則出輕繫、去稽留。明庶風至、則正封疆、修田疇。清明風至、則出幣帛、使諸侯。景風至、則爵有位、賞有功……

八風とは何か。冬至から四十五日後(立春)に、条風が吹く。条風が吹いてから四十五日後(春分)に、明庶風が吹く。明庶風が吹いてから四十五日後(立夏)に、清明風が吹く。清明風が吹いてから四十五日後(夏至)に、景風が吹く……(中略)……条風が吹けば、軽い罪の者を釈放し、拘留者を解放する。明庶風が吹けば、境界を整理し、農地を整える。清明風が吹けば、贈り物を用意して、諸侯に使者を送る。景風が吹けば、封爵・褒賞を行う……

『淮南子』時則訓

『淮南子』時則訓には、十二月令・五位・六合という、三種の時令説が見られる。

まず第一に十二月令を取り上げる。以下は、孟春の月の時令である。

孟春之月。招揺指寅、昏参中、旦尾中。其位東方、其日甲乙、盛徳在木、其蟲鱗、其音角、律中太蔟、其數八、其味酸、其臭羶、其祀戸。祭先脾。東風解凍、蟄蟲始振蘇、魚上負氷、獺祭魚、候鴈北。天子衣青衣、乘蒼龍、服蒼玉、建青旗。食麥與羊……(中略)……朝于青陽左个、以出春令。布德施惠、行慶賞、省徭賦。立春之日、天子親率三公九卿大夫、以迎歳于東郊。修除祠位、幣禱鬼神、犧牲用牡。禁伐木、毋覆巣殺胎

夭、毋麛毋卵、毋聚衆置城郭、掩骼薶胔。孟春行夏令、則風雨不時、草木早落、國乃有恐。行秋令、則其民大疫、飄風暴雨總至、黎莠蓬蒿並興。行冬令、則水潦爲敗、雨霜大雹、首稼不入。正月官司空、其樹楊。

孟春の月。招揺が寅を指し、日暮れ時には参宿が南中し、明け方には尾宿が南中する。方位は東、日は甲乙、盛徳は木、動物は鱗のあるもの、音は角、律は太蔟がこの月に当たる。数は八、味は酸味、臭いは生臭さ、五祀は戸に当たり、祭祀では脾臓を初めに供える。東風で氷が解け、冬眠していた動物が活動を始め、魚が氷を背にし、獺が魚を祭り、候雁が北へ飛んで行く。天子は青い衣を着て、蒼龍の馬に乗り、蒼い玉を帯び、青い旗を立てる。麦と羊を食べる……(中略)……青陽左个に朝して、春令を発する。徳恵を垂れ、褒賞を与え、徭役を削る。立春の日に、天子は自ら三公・九卿・大夫を率いて東郊で歳を迎える儀式を行う。祭壇の位を清掃し、幣を捧げて鬼神に祈り、いけにえには牡を用いる。樹木の伐採を禁じ、鳥の巣をあさることや、動物の胎児・幼児を殺すこと、鹿の子や卵を捕ることはしない。人々を大勢集めて城郭を築くことはしない。白骨や、まだ肉のついた骨を埋葬する。孟春に夏令を行えば、風雨が時宜を得ず、草木が枯れ、そして国中に恐れが広まる。秋令を行えば、人々に疫病が流行し、暴風・暴雨がいずれも起こり、雑草・害草が生い茂る。冬令を行えば、水ためが腐敗し、霜・雪が大いに降り、稷が実らない。正月は、官では司空、樹木では楊が配当する。

これは『呂氏春秋』十二紀とほぼ一致する。左に十二紀の字句を再掲する。

孟春之月。日在營室、昏參中、旦尾中。其日甲乙、其帝太皞、其神句芒、其蟲鱗、其音角、律中太蔟。其數八、其味酸、其臭羶、其祀戸。祭先脾。東風解凍、蟄蟲始振、魚上冰、獺祭魚、候雁北。天子居青陽左个、乘鸞輅、駕蒼龍、載青旂、衣青衣、服青玉。食麥與羊。其器疏以達。是月也、以立春。先立春三日、太史謁之天子曰、某日立春、盛德在木。天子乃齋。立春之日、天子親率三公九卿諸侯大夫、以迎春於東郊。還、乃賞公卿諸侯大夫於朝……(中略)……是月也、命樂正入學習舞。乃修祭典、命祀山林川澤、犧牲無用牝。禁止伐木、無覆巣、無殺孩蟲胎夭飛鳥、無麛無卵、無聚大衆、無置城郭、揜骼霾髊……(中略)……孟春行夏令、則風雨不時、草木早槁、國乃有恐。行秋令、則民大疫、疾風暴雨數至、藜莠蓬蒿竝興。行冬令、則水潦爲敗、霜雪大摯、首種不入。

孟春の月。太陽は室宿に位置し、日暮れ時には参宿が南中し、明け方には尾宿が南中する。日は甲乙、帝は太皞、神は句芒、動物は鱗のあるもの、音は角、律は太蔟がこの月に当たる。数は八、味は酸味、臭いは生臭さ、五祀は戸に当たり、祭祀では脾臓を初めに供える。東風で氷が解け、冬眠していた動物が活動を始め、魚が氷を背にし、獺が魚を祭り、候雁が北へ飛んで行く。天子は青陽左个にいて、鸞鳥の車に乗り、蒼龍の馬に車を牽かせ、青旗を立て、青い衣を着て、青い玉を帯びる。麦と羊を食べる。器は肌理が粗く開けているものを用いる。この月は、立春に当たる。立春の三日前に、太史が天子に「某日は立春でございます。盛徳は木に当たります」と告げる。天子はそこで物忌みをする。立春の日に、天子は自ら三公・九卿・諸侯・大夫を率いて東郊で春を迎える儀式を行う。帰還した後に、公卿・諸侯・大夫を朝廷にて賞を与える……(中略)……この月は、楽正に命じ、学舎にて舞を講習させる。そして祭

典を修め、山林川沢を祀らせる。いけにえには牝を用いない。樹木の伐採を禁じ、鳥の巣をあさることや、動物の子供・胎児・幼児や飛鳥を殺すこと、鹿の子や卵を捕ることはしない。人々を大勢集めて城郭を築くことはしない。白骨や、まだ肉のついた骨を埋葬する……(中略)……孟春の月に夏令を行えば、風雨が時宜を得ず、草木が早く枯れ、そして国中に恐れが広まる。秋令を行えば、人々に疫病が流行し、暴風雨が度々起こり、雑草・害草が生い茂る。冬令を行えば、水ためが腐敗し、霜・雪が大いに降り、稷が実らない。

ただ、十二紀が季夏の月を五行の火に当てているのに対して、時則訓はこれを五行の土に当てる。

季夏之月。招揺指未、昏心中、旦奎中。其位中央、其日戊巳、盛徳在土、其蟲赢、其音宮、律中百鐘、其數五、其味甘、其臭香、其祀中霤、祭先心。涼風始至、蟋蟀居奥、鷹乃學習、腐草化為蚈、天子衣苑黄、乗黄騮、服黄玉、建黄旗。食稷與牛……(中略)……是月也、樹木方盛、勿敢斬伐。不可以合諸侯、起土功、動衆興兵、必有天殃。土潤溽暑、大雨時行。利以殺草、糞田疇以肥土壃。季夏行春令、則穀實解落、多風欬、民乃遷徙。行秋令、則邱隰水潦、稼穡不熟、乃多女災。行冬令、則風寒不時、鷹隼蚤摯、四鄙入保。六月、官少内、其樹梓。

季夏の月。招揺が未を指し、日暮れ時には心宿が南中し、明け方には奎宿が南中する。方位は中央、日は戊己、盛徳は土、動物は鱗・羽・毛・甲羅の無いもの、音は宮、律は百鐘がこの月に当たる。数は五、味は甘味、臭いは香ばしさ、五祀は中霤に当たり、祭祀では心臓を初めに供える。涼風が吹き始め、コオロギが室内に現れ、鷹が飛ぶ練習をし、腐った草がホタルになる。天子は枯葉色の衣を着て、黄騮の馬に乗り、黄色い玉を帯び、黄色い旗を立てる。稷と牛を食べる……(中略)……この月は、樹木が盛んに茂り、伐採をしてはならない。諸侯を集めたり、土木工事を始めたり、人々を動員して軍事行動をしたりしてはならない。もしそうすれば、きっと天罰が起こるだろう。土が湿潤で蒸し暑く、大雨が時に降る。草取りや、田畑に堆肥を撒いて肥やすのに良い。季夏に春令を行えば、穀物の実りが落ち、風欬が流行し、人々が他所へ遷る。秋令を行えば、丘も湿地も水たまりができ、実りが成らず、女の災いが増える。冬令を行えば、風や寒さが時宜を得ず、鷹・隼が早い時期から活動し、辺境の人々が砦にこもる事態（兵乱等）が生ずる。六月は、官は少内、樹木は梓に当たる。

この前半部分は、十二紀の中央土の時令と合致する。以下は、十二紀の中央土の文である。

中央土、其日戊巳、其帝黄帝、其神后土、其蟲倮、其音宮、律中黄鍾之宮、其數五、其味甘、其臭香、其祀中霤、祭先心。天子居太廟太室、乘大輅、駕黄騮、載黄旂、衣黄衣、服黄玉、食稷與牛。

中央土。日は戊巳、帝は黄帝、神は后土、虫は倮虫（鱗・羽・毛・甲羅の無い動物）、音は宮、律は黄鍾の宮がこの月に当たる。数は五、味は甘、臭いは香ばしさ、五祀は中霤に当たり、祭祀では心臓を初めに供える。天子は太廟太室におり、大輅に乗り、黄騮の馬に乗り、黄色い旗を掲げ、黄色い玉を帯びる。稷と牛を食べる。

その一方で、十二紀では季夏の月（すなわち五行の火）に配当されている時令も数多く取り入れられ、特に後半部分にそれが顕著である。以下、十二紀の季夏の月の文を引く。

季夏之月。昏心中、旦奎中……(中略)……涼風始至、蟋蟀居宇、鷹乃學習、腐草化爲蚈……(中略)……是月也、樹木方盛、乃命虞人、入山行木、無或斬伐。不可以興土功、不可以合諸侯、不可以起兵動衆……(中略)……是月也、土潤溽暑、大雨時行。燒薙行水。利以殺草、如以熱湯、可以糞田疇、可以美土疆……(中略)……季夏行春令、則穀實解落、國多風欬、人乃遷徙。行秋令、則丘隰水潦、禾稼不熟、乃多女災。行冬令、則寒氣不時、鷹隼早鷙、四鄙入保。

季夏の月。日暮れ時には心宿が南中し、明け方には奎が南中する……(中略)……涼風が初めて吹き、蟋蟀が軒下に住み、鷹が学び始め、腐った草がヤスデに変わる……(中略)……この月には、樹木が盛んに茂るので、虞人に命じて山に入って木々を見回らせ、伐採する者が無いようにさせる。土木工事を行ってはならず、諸侯を集めてはならず、軍隊や民衆を動員してはならない……(中略)……この月は、土が湿潤で蒸し暑く、大雨が時に降る。雑草を焼き、水をまく。草取りに良く、熱湯を用いる。田畑に堆肥を撒いて、土地を肥やすのに良い……(中略)……季夏に春令を行えば、穀物の実りが落ち、国に風欬が流行し、人々が他所へ遷る。秋令を行えば、丘も湿地も水たまりができ、実りが熟さず、女の災いが増える。冬令を行えば、寒気が時宜を得ず、鷹・隼が早い時期から活動し、辺境の人々が砦にこもる事態（兵乱等）が生ずる。

このように、時則訓の十二月令は、季夏の月を五行の土に当て、五行説と関連の強い部分（方位・十干・虫・五声・律・味・臭・五祀）については十二紀の中央土の部分に記された配当を参照しながら、一方で五行説と関連の薄い部分については十二紀の季夏の月の記述を用いている。すなわち、土に季節を配当し、十二紀と構成を異にはするものの、内容は明らかに十二紀を基礎とした上に編まれていることが分かる。

第二に挙げた五位は、厳密には時令というべきではないが、時令説の影響が顕著である。

五位。東方之極、自碣石山、過朝鮮、貫大人之國、東至日出之次、榑木之地、青土樹木之野、太皞・句芒之所司者、萬二千里。其令曰、挺羣禁、開閉闔、通窮窒、達障塞、行優游、棄怨惡、解役罪、免憂患、休罰刑、開關梁、宣出財、和外怨、撫四方、行柔惠、止剛强……

五位。東方の果ては、碣石山から朝鮮を過ぎ、更に大人の国を通り、遥か東の日出づる処、扶桑の地、青土・樹木の野であり、太皞と句芒が司る、一万二千里の地である。その政令は次の通りである。禁錮されている者達を釈放し、閉鎖を解き、ふさいでいるものを開通させ、砦を開け放ち、交遊を盛んにし、怨みを捨て、労役・刑罰を免除し、憂患を持つ者を放免し、刑罰を止め、関所を開き、財貨を放出し、外敵と講和し、四方を慰撫し、下々に恩恵を施し、強硬策を行わない……

ここでは五方位の果ての地の政令について述べており、季節を明示する言葉は無い。従って、時節ごとの事柄を述べるという時令の性質は有していない。

しかしながら、具体的な政令は、東・南・中央が徳政や生養、西・北が刑罰や収蔵について述べており、春（東）・夏（火）が徳、秋（西）・冬（北）が刑に当たるという時令の発想をそのまま引き継いでいる。更に言えば、天文訓の七十二日ごとの「木用事」「火用事」等の時令説と共通の政令が数多く見られる。また、太皞・句芒といった五帝・五神（五佐）の配当も、『呂氏春秋』十二紀と一致する。このように、この段が時令説の発想・内容を借用して、各地の帝・神・政令を説明したことは明らかである。

第三の六合の段では、月同士の関係や違令に伴う災異を述べている。これもまた別系統の時令説である。

六合。孟春與孟秋爲合、仲春與仲秋爲合、季春與季秋爲合、孟夏與孟冬爲合、仲夏與仲冬爲合、季夏與季冬爲合。孟春始贏、孟秋始縮。仲春始出、仲秋始内。季春大出、季秋大内。孟夏始緩、孟冬始急。仲夏至脩、仲冬至短。季夏德畢、季冬刑畢。故正月失政、七月涼風不至。二月失政、八月雷不藏。三月失政、九月不下霜。四月失政、十月不凍……(中略)……春行夏令、泄。行秋令、水。行冬令、肅。夏行春令、風。行秋令、蕪……

六合。孟春と孟秋とが合であり、仲春と仲秋とが合であり、季春と季秋とが合であり、孟夏と孟冬とが合であり、仲夏と仲冬とが合であり、季夏と季冬とが合である。孟春は長くなり始め、孟秋は短くなり始める。仲春は出始め、仲秋は入り始める。季春は大いに出て、季秋は大いに入る。孟夏は緩み始め、孟冬は厳しくなり始める。仲夏は最も長く、仲冬は最も短い。季夏は徳が終わり、季冬は刑が終わる。そのため、正月に政を誤れば、七月に涼風が吹かない。二月に政を誤れば、八月に雷が終わらない。三月に政を誤れば、九月に霜が降りない。四月に政を誤れば、十月に水が凍らない……(中略)……春に夏令を行えば、漏れる。秋令を行えば、洪水が起こる。冬令を行えば、厳寒となる。夏に春令を行えば、強風が吹く。秋令を行えば、草が茂る……

以上のように、銀雀山漢簡や『淮南子』が書かれた頃、すなわち前漢の前期には様々な時令が並存していた。また、『漢書』巻三十 芸文志に時令と関係すると考えられる書目が多く著録されていること(12)、『白虎通義』に系統を異にするいくつかの時令説が収録されていること等から(13)、前漢末期や後漢期に到っても複数系統の時令説が残存していたと考えられる。

なお、十二紀の系統に属する時令説、すなわち月令が、前漢後期から儒者によって顕彰され、成帝期には詔令にも用いられるようになる(14)。更に劉歆は、他の時令文献を諸子略や数術略に分類しながら、明堂月令を含む『明堂陰陽』(15)を六芸略に著録した。つまり、経学に関する文献という、他の時令説に比べて別格の地位を与えたのである。そして、経学の一角として認められた月令は、他の五行説にも大きな影響を及ぼすようになった。これについては後述する。

後世に於いてはこのように月令が圧倒的な地位を獲得するのだが、月令はそもそもは時令諸系統のうちの一つに過ぎず、他の系統も並存し続けた。例えば、『呂氏春秋』十二紀が編まれた後にもそれと異なる様々な時令説が行われており、本節で紹介したように、銀雀山漢簡にその一角を見ることができる。また、月令と系統を同じくする時令を時則訓に掲げる『淮南子』も、やはりそれとは系統を異にするいくつかの時令説を併せて収録している。それぞれ、季節の区分が異なったり、五行の配当が異なったり、具体的な政令

が異なったり、矛盾は少なくない。これらが並存し、行われ続けていたのである。